

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十八）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

18回裁判—2014年12月15日10:30～10:45開催のこの日のわれわれの行動も、①裁判所前での事前宣伝集会②傍聴券抽選③裁判④報告集会⑤裁判所→横浜市役所の昼休みデモのパターンで行われた。抽選の折に並んだのは84席に対する53名で抽選無し。傍聴者が結局60名、他に原告10名、弁護士5名ほど、計80名近くの行動展開であった。

裁判そのものは恒例の原告陳述が10分余り、裁判官と両側弁護士—三者の多少のやりとりのパターン。陳述した原告は、老人ホームの調理補助パートとして時給950円（手取り月賃金約13万円）で働く26歳女性で、4人体制で朝・昼・間・夕食110～225食分を作る過酷な労働や同居の親がかりの非自立の生活、友人との交際場面での窮屈な有様などが、切々と述べられた。

裁判官とのやりとりは、この間すでに提出されていた原告側の「証拠申出書」（11月25日付け） α と被告側の「意見書」（12月15日） β を巡るものだ。 α が、学者3名（小越洋之助—最賃制研究の経済学者 金沢誠—最低生活費研究の経済学者、遠藤美奈—生存権研究の憲法学者）と、低賃金での生活を余儀なくされている多くの労働者の実情を熟知している実践家1名—水谷正人神奈川労連前議長—計4名の証人尋問と、9名の原告本人尋問を申し出るものに対して、 β は証人尋問も原告本人尋問も不要とする。法廷での意見「陳述」や文書による意見陳述よりも、申出当事者による「主尋問」、相手方による「反対尋問」、裁判官による「補充尋問」が行われる証人尋問の方が重きを成すというのが裁判のルールであるようなのだが、口頭あるいは文書による陳述意見の供述は自由に行えるのに対して、証人尋問は裁判官による採否の関門を経なければならない。

β が尋問不要として挙げる理由は二つ。第一は、この裁判の最初から被告が主張している門前払い論に拠るもので「本件訴えは訴訟要件を欠き不適法であり、原告ら申出の証拠調べをするまでもなく却下すべき」だということと、地域最賃の「改正決定に係る法の規定が、原告らの主張する「人間らしく働くことによって、健康で文化的な生活を享受する利益」を個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは到底解されないことから原告適格に関しても」原告本人尋問は不要だということだ。第二は「本案の争点との関係においても原告ら申出の証拠調べは必要ない」との主張である。「証人尋問とは、訴訟当事者間に争いのある事実について、証人が経験した事実を供述させ、その結果である証言を証拠とする証拠調べ手続きである」のに、「本案においては、専ら法9条3項及びこれに基づく厚生労働大臣等の裁量等の解釈が争われている」のだから、証人尋問は不要と言うのである。法解釈は裁判官がやることで、裁判所外の間がやることではないとのことだろう。

そして、法廷での口頭やりとりはまず裁判長の「証人陳述は必要ない。意見書陳述書提出でよい。」との発言から始まる短い緊張に満ちたものだった。問題の具体的認識を裁判官に深めて貰うために証人尋問が絶対不可欠と考える原告弁護士田渕さんが、ここで「証人尋問採用せず」との決定を下されたら一大事と「証人採否は、提出する証人の意見陳述書を観てからにしてほしい」と食らいつく。その提案を裁判長は容れて「原告側証人の意見書を提出してほしい」と発言、その提出期限を3月末として次回裁判の日程が4月22日となった。

司法が行政を裁く行政裁判で、行政＝国側を敗北させるのは容易なことではない。第4次厚木爆音訴訟で自衛隊機飛行差し止め判決を下して、横浜地裁を去った佐村裁判長に代わってわが神奈川県最賃裁判を担当することになった石井裁判長は、11月5日に、10歳で不法入国したコロンビア人（男性21歳）に対する国の強制退去処分を取り消す判決を下す一方で、12月10日には、特定秘密保護法は違憲として施行差し止めと無効確認を求める行政裁判で「訴えは不適法」だとして却下する判決を下している。秘密保護法施行によって「直ちに国民の具体的な権利、義務、法的地位によって影響はない」ので、行政訴訟の要件を欠くとして、国を勝たせた判決だ。この2件の判決だけであえて言えば、行政権力べったりの裁判官でもなく人権熱烈擁護の裁判官でもなく、慎重に目配りして判断するような人かと取りあえずは思う。証人採否決定を三カ月余延ばしたのもその慎重な目配りなのだろう。その間に法廷外の最賃引き上げ世論を昂揚させて、証人何人かは採用させることが必要でもあり可能でもありと私は考えた。

裁判前日の衆院総選挙は、衆院自公2/3体制をあと4年維持して明文改憲などの安倍晋三の野望を達成するとの賭けで行われ、その結果は自民4減、公明4増で、辛うじてその賭けに安倍が勝った選挙であった。他方、共産党議席2.6倍の躍進は安倍極右政治への待ったをかける力を強めた。今までも何度かこの最賃裁判の傍聴にみえた日本共産党・畑野君枝さんがこの選挙で衆院議員に当選し、今回裁判の傍聴報告集会でも挨拶をされた。全国一律最賃制、最賃金額決定原則からの「支払能力」消去などへの法改正も展望できると私は感じもした。

ところで、今後なお続こうとしている安倍政治の本命は憲法9条改悪＝戦争国家への改革推進だが、12/14選挙で自公2/3体制維持更新を可能にしたのは、消費税8%アップによるGNPショックなどで破綻を見せながらもなお一部国民の期待をつなぎ止めているアベノミクスである。だがその本質は、アベノミクスの金融政策財政政策に引き続く「第3の矢」としての産業政策を文書化した「日本再興戦略」（2013年6月、14年6月改訂）が「20年以上も続いた経済の停滞」と描く時代の主要部分＝小泉規制緩和と政治に他ならない。アベノミクスの司令塔＝安倍晋三や甘利明自身が、この小泉政治の要職にあってその推進に尽力していたのだ。

小泉政治とアベノミクスとの違いがあるとすれば、後者が内需不足による経済停滞の深刻化から、賃上げの必要を唱えるに至ったことであろう。アベノミクスが唱える経済の「好循環」とは<規制緩和等による企業収益改善→賃上げ・雇用拡大→消費拡大→その内需による更なる投資拡大>の三つの環(→)を含むものだが、この第一の環の内実は企業が儲ければおこぼれで賃金があがるというトリクルダウンの虚偽的経済学説なのだ。資本主義企業は、労組（ストを力とする団体交渉）か国家の社会政策によるかの社会的強制なしには賃上げは行わない本質のものだ。三つの環の第一が回れば、第二、第三の環は自ずから回る。政府の強制力の無い賃上げの掛け声だけでは、第一の環は回らない。国民の生活確保改善につながる日本経済成長のために、労組の賃金労使交渉の健闘と、国家の職権による賃上げ―法定最賃引き上げと公務員賃金引き上げ―が改めて期待される所以だ。